

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和4年4月1日 ～令和9年3月31日

2. 目標と実施時期

目標1（職業生活と家庭生活との両方に関する目標）

法人全体の月平均残業時間を5時間にする。

【実施時期・取組内容】

- ・2022年4月～ 事業所別、個人別の時間外時間を毎月集計、管理監督職へ周知。
- ・2022年6月～ 残業時間が多い事業所に対して、訪問やヒアリングを実施。
他事業の好事例を共有し、削減に向けた取り組みを行う。
業務効率化の一環として、ICT活用を検討。
- ・2023年4月～ 残業時間削減実績を全事業所で共有。
前年度の取組内容の見直しを行い、新たな取り組みを策定。

目標2（女性労働者に対する職業生活に関する目標）

採用者に占める女性の割合を60%以上にする。

【実施時期・取組内容】

- ・2022年4月～ 女性の応募を増やすため、Web・SNSによる広報活動を行う。
- ・2022年10月～ ロールモデルとなる女性職員のインタビューをWeb・SNSに掲載し、長く働ける職場であることを学生や求職者にアピールする。
- ・2023年4月～ 前年度の進捗状況を分析し、目標達成に向けた新たな取り組みを策定。

目標3（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

子育てをおこなう労働者等の職業生活と家庭生活の両立を支援するための
雇用環境の整備・周知

- ・2022年4月～ 仕事と育児の両立を支援する、当法人の制度について周知。
(勤務時間の短縮、短時間正職員制度)
- ・2022年6月～ 管理職に対する、当法人の育児関連制度の周知と意識啓発を実施。
- ・2023年4月～ 前年度の取得状況を分析し、新たな取り組みを策定。